

平成 18 年度
鹿児島大学法科大学院

小 論 文 試 験 問 題

平成 17 年 12 月 17 日(土曜日)

答案作成上の注意

- 1.「解答はじめ」の合図があるまで、この 1 ページ目を表にして、この小論文問題冊子を開かないこと。
- 2.小論文問題冊子は、この表紙を含めて 6 ページある。
- 3.解答用紙は 4 枚配布する。解答用紙は 1 枚ごと(設問ごとに)すべてに、受験番号および設問の番号を記入し、かならず 4 枚とも提出すること。
- 4.解答は、すべて解答用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
- 5.試験終了後、この小論文問題冊子は、持ちかえってよろしい。
- 6.各設問の出典表示は、解答にあたり予断を与えないために、割愛してある。また、原文の字句・構成を適宜、一部省略・変更した部分がある。

設問 1

次の文章を読み、下線部の筆者の見解に対して、あなたの考えを述べなさい。
(800字以内)

【出典】渡辺洋三他編『日本社会と法』（岩波書店、1994年）

129 頁9 行目-133 頁2 行目

* 下線部は次の通り

「国家による子どもの自由へのパターンリスティックな干渉は、いくつかの観点から重要な限定をつけたうえで、あくまで補完的なものとしてのみ認められるのではなかろうか。」

設問 2

Xらは、学生無年金障害者に対し救済措置をとらなかった国の責任を追及しているが、下記東京高裁判決は、それを退け下線部のように、障害を負うことを予測して、あらかじめ国民年金に任意加入すべきで、それをせず保険料負担をしなかったのだから、無年金となっても仕方がないという、いわゆる自己責任論を展開しているといえる。こうした自己責任論についてのあなたの考えを述べなさい。(800字以内)

【出典】

賃金と社会保障 1394号 71頁4段目2行から72頁2段目14行まで

*下線部は下記の通り

「さらに障害による稼得能力の喪失に対する備えは、本来個人又はその扶養義務者においてもなすべきものであり、国家がこれに救済措置を講ずるのは、後見的な見地からの社会福祉的措置ということもできる。」

*設問には、下記の注が付いている。

(注1) 障害基礎年金

1985(昭和60)年の国民年金法の改正により創設された、障害者への所得保障制度。国民年金の被保険者(20歳から60歳までの国民)が、傷病によって一定の障害程度に該当する障害者となった場合に支給される年金。支給要件は、①保険料納付期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること、②障害の程度が国民年金法に定める1級または2級に該当すること、である。国民年金に加入前の20歳前に傷病で障害者となった場合でも、20歳になったときに障害等級に該当する障害があれば、障害基礎年金が支給されるが、世帯の年収による所得制限がある。現在の年金額(年額。2004年度)は、1級障害で99万3100円、2級障害で79万4500円となっている。

(注2) 任意加入

国民年金への加入を強制とせず、本人の意思にゆだねる加入方式。1989(平成元)

年の国民年金法の改正により学生の強制加入が実現している（１９９１年４月１日施行）。

（注３）障害福祉年金

障害基礎年金が創設される以前に、いわゆる無拠出（保険料の支払いを条件としない）で、傷病により一定の障害程度に該当する障害者に支給されていた年金。１９５９（昭和３４）年の国民年金法の制定により創設された（同年１１月１日施行）。全額国庫負担の補完的福祉年金の１つで、創設当初は障害１級のみを対象とし、支給額は月額１５００円。

以 上